

議員提出議案の提案説明

平成22年 6 月22日

ただいま議題となりました議員提出議案第4号及び第5号の以上2件につきまして、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第4号 横須賀市議会基本条例制定についてですが、本条例は、議会及び議員の責務、議会や議員の活動原則など議会に関する基本的事項を定めるものであります。

ここで議案提出に至るまでの経緯を申し上げます。平成21年2月27日、議長の諮問機関として議会基本条例検討委員会が設置されました。本検討会は、現在まで延べ23回にわたり会議を開き、その間2度にわたり研修会を実施するとともに、地方自治法第100条の2に基づき専門的知見の活用を行い、条例案に対し専門家による精査及び意見聴取を行うなど、精力的に検討を行ってまいりました。また、条例素案作成後パブリック・コメントを実施し、市民の皆様からいただきました意見に対し、十分な議論も行ってまいりました。今回議員提案で提出しました2本の議案の内容は、これらの結果をもと

に、議長に行った答申に基づいたものであります。以上が議案提出に至る経緯であります。

次に、提出議案の概要について申し述べますと、まず、議員提出議案第4号 横須賀市議会基本条例制定についてであります。本条例案は、前文、全10章から成る本文32条及び附則で構成されております。

前文は、本条例制定の背景と趣旨をうたっております。

本文のうち、特筆すべき主な点を申し上げますと、第1章の総則におきましては、第1条の目的を初めとして、第2条では本条例に対する議会の最高規範的位置付けを、第3条では議会及び議員の責務を、第5条では議員定数について、規定しております。この議員定数につきましては、現在、第3次議会制度検討会において検討中であり結論が出ておりませんので、現行の43人としております。

次に、第2章の議会の活動原則におきましては、第6条で議会の運営に必要な5つの活動原則を定めており、第7条の委員会では従来までの4つの常任委員会に加え、新たに予算決算常任委員会の設置を規定しております。この予算決算常任委員会の設置につきましては、先ほど申し上げましたパブリック・コメントの実施後になさ

れました第3次議会制度検討会の答申を受けて、最終で盛り込んだものであります。

次に、第3章の議員の活動原則におきましては、第8条で議員個人として必要な3つの活動原則を定めており、第9条では会派について、それぞれ明記しております。

次に、第4章の市民と議会の関係におきましては、第11条で情報の積極的公開、会議及び議員研修会の公開について明文化しており、第13条では市民との懇談会及び議会報告会等の市民との意見交換の場を設けることについて、規定しております。

次に、第5章の議会と市長等との関係におきましては、第15条で二元代表制における市長との関係について明記しており、第16条では本会議における一般質問等について、従来までの一括質疑・一括答弁に加え、一問一答方式で行うことができることを規定しております。

次に、第6章の議会の機能強化におきましては、第20条で委員会等における議案審査などの際に、議員相互間の自由討議を推進する場を設けることを規定しており、第21条では議案審査等の調査のために学識経験者等の専門家の活用による調査研究機関を設置し、そ

の調査機関に議員が構成員として加わることができるとしております。さらに、第23条では広報広聴の充実を定めております。

次に、第7章の議会改革の推進におきましては、第26条で議会制度検討会の設置を明文化するほか、必要に応じてその他の検討会を設置することができるとしております。

次に、第8章の議員の身分及び待遇におきましては、第28条で議員の報酬・政務調査費等について、説明責任を果たし、市民の皆様への御理解を得ることに努めることとしております。

次に、第9章の議会事務局等におきましては、第30条で議会事務局の調査及び政策法務機能の充実について明文化しております。

次に、第10章の継続的な検討におきましては、第32条で条例の制定後も、必要があると認めるときは、規定について検討し、所要の措置を講ずることなどを定めております。

そして、附則では、本条例の施行期日及び横須賀市議会会議条例の廃止のほか、本条例の制定に伴い、所要の条文整備を必要とする横須賀市議会委員会条例の改正について、うたっております。

続いて、議員提出議案第5号は、横須賀市議会会議規則について、横須賀市議会基本条例の制定及び横須賀市議会会議条例の廃止に伴

い所要の条文整備を行うため、改正しようとするものであります。

以上が提出議案の概要であります。この2本の議案を御議決いただいた時には、来年の改選後に施行の予算決算常任委員会の設置を除き、公布の日から施行の運びとなります。

最後に申し上げます。議員の皆様ご承知のとおり、今までの地方議会は、地方自治法及び同法第120条で設けなければならないと規定された会議規則に基づき、運営をしてまいりました。しかしながら、分権と自治の時代における地方議会は、国から示された方法に従って運営を行うだけでなく、それぞれの議会が自分たちの議会をどういう議会にしていくか、またどういう議員であるべきかをしっかりと決めていかなければ、市民の負託にこたえていくことはできないと思います。それを明文化し、まとめたものがこの議会基本条例案であります。

この条例案は、議会基本条例検討委員会の委員全員が激しい議論を戦わせ、一からつくり上げたものであります。この条例に魂を入れ、生きた条例にするためには、これから全議員の協力が必要となります。

議員の皆様におかれましては、議会基本条例の制定及び関連する

会議規則の改正に御賛同賜りますようお願い申し上げますとともに、
今後の議会がこの新しい条例・規則のもと、より開かれた議会、市
民の負託に的確にこたえる議会となることを期待しつつ、提案説明
とさせていただきます。